

## 申請の際の留意事項

- ・法人が三重県内に所在する介護サービス事業所等を全て取りまとめの上、一括して申請してください（事業所単位で申請しないでください）。
- ・三重県内の事業所についてのみ、記載してください。
- ・計画書、その他の様式等について、シートの追加や削除をしないでください。
- ・申請について、法人として全ての事業所の基準月を12月にする場合は、申請期間が2月12日～3月13日の申請フォームにて申請してください。基準月において12月以外を選択する事業所が1つでもある場合は、申請期間が4月1日～4月30日（予定）の申請フォームにて、基準月を12月にする事業所とまとめて申請してください。
- ・申請については法人として1回しかできません。①申請期間が2月12日～3月13日の申請フォーム②申請期間が4月1日～4月30日（予定）の申請フォーム、いずれか1回のみとなります。
- ・令和7年12月にサービスを提供している介護サービス事業所等については、原則、令和7年12月が基準月となります。  
ただし、大規模改修や感染症蔓延等のやむを得ない事情により令和7年12月報酬が著しく低い場合や、令和7年12月サービス提供分が月遅れ請求となった場合には、介護サービス事業所等の判断で令和7年12月から令和8年3月までのいずれかの月を基準月として選択することを認めます。
- ・令和8年1月から3月までに新規開設された介護サービス事業所等については、基本的に初回サービス提供月を基準月とすることを想定しています。  
ただし、初回サービス提供月のサービス提供日数が著しく少ない等の場合には、介護サービス事業所等の判断で初回サービス提供月から令和8年3月までの間の別の月を基準月として選択することを認めます。
- ・他都道府県の様式と異なりますので、必ず、三重県版の様式をダウンロードして作成をお願いします。
- ・基本情報入力シートにおいて、介護予防や短期利用型サービス、総合事業などの記入漏れがないことを確認してください。例えば、「訪問看護」と「介護予防訪問看護」の入力をする際は、2行に分けて入力してください。片方の入力がない場合は、そのサービスについては、申請がないものとして扱われます。
- ・障害サービスの申請（障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業）を誤って、介護保険サービスの申請フォームにて申請されないようにご注意ください。